

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第十八号

##### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第十一項中「時間外勤務代休時間が」を「勤務時間等条例第七条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を」に改める。

第二十七条第八項第七号中「から週休日」の下に「、勤務時間等条例第七条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

##### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。